

国保・年金

国民年金の手続きにおけるマイナンバーの記載

3月から国民年金関係の取得届等の手続きにおいて、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

手続きの際は、番号および身元の確認をしますので、マイナンバーカード(お持ちでないかたは番号が確認できる書類および運転免許証等の本人確認書類の2点)をお持ちください。

国民年金保険料に関するお知らせ

国民年金保険料額の変更

平成30年4月から31年3月までの国民年金保険料の月額額は、現在の月額から150円引き下げられ、1万6千340円となります。

※詳細は問い合わせ先へ前納制度による国民年金保険料の割引

国民年金保険料は、納付書による現金納付や金融機関等の口座からの引き落とし(口座振替)、クレジットカードによる納付ができますが、「前納制度」を利用すると、保険料が割り引かれます。

前納期間は6か月、1年、2年から選択でき、期間が長くなるほど割引額が増えます。(下表参照)

また、通常、翌月末日と なっている口座振替の支払日を当月末日に早める「早割制度」もあります。これを利用すると30年度は毎月の保険料から50円割引になります。

平成30年4月分の保険料から「前納制度」又は「早割制度」を利用する場合は、2月28日(水)までに金融機関や年金

事務所で手続きをしてください。 ※すでにご利用のかたは再度申し込みの必要はありませんが、振替方法を変更する場合は再度申し込みが必要です。

平成30年度 国民年金保険料の前納による割引額

前納期間	月額	6か月 (割引額)	1年 (割引額)	2年 (割引額)
納付方法				
毎月現金納付 (割引なし)	16,340円	98,040円 (0円)	196,080円 (0円)	393,000円※ (0円)
口座振替で前納	-	96,930円 (1,110円)	191,970円 (4,110円)	377,350円※ (15,650円)
現金・クレジット 立て替えて前納	-	97,240円 (800円)	192,600円 (3,480円)	378,580円※ (14,420円)

※平成31年度の保険料を16,410円で算出した割引額です。

平成30年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮徴収

国民健康保険

平成29年度の保険税を特別徴収(年金から天引き)で納付しているかたのうち、30年度内に世帯主が75歳になるかたへ、30年度仮徴収額の停止決定通知書を2月下旬に送付します。この通知が届いたかたは、30年度の仮徴収はありません。普通徴収(納付書又は口座振替)での納付になります。

これに該当しないかたは、30年2月分と同額を4・6・8月に30年度の保険税として

仮徴収します。 金額については、平成29年度国民健康保険税特別徴収額(決定)通知書をご確認ください。

場スポーツセンター 市内在住・在勤のかた、15名程度 ※運動のできる服装で

後期高齢者医療保険 4月から新たに特別徴収で納付するかたへ、平成30年度分の仮徴収額の決定通知書を2月下旬に送付します。4・6・8月に支給される年金から前年度保険料をもとに算出した金額を、30年度分として仮徴収します。

特別徴収から普通徴収へ変更を希望するかた 6月の年金天引き分から変更を希望する場合は、3月30日(金)までに「特別徴収中止申出書」を提出してください。

健康 自身の体重、体脂肪率、筋肉量などを測定してみませんか。 3月15日(木)・16日(金)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時

スポーツ医科学室事業 「スマートライフ測定会」

市内在住・在勤のかた 市内組成測定、血圧測定、測定結果に対するアドバイス ※測定・相談は30分程度です。

健康トレーニング体験会 トレーニング室を初めて利用するかた向けの体験会です。 3月20日(火)・23日(金)午後1時～3時

住宅の耐震診断・改修 市では、震災時における住宅の安全性に対する意識の向上と地震に強いまちづくりの推進を目的に、木造住宅の耐

補助・貸付

母子家庭・父子家庭の親の自立を促進する「自立支援給付金事業」

自立支援教育訓練給付金事業 就職に向けた能力開発講座等に取り組めるよう、受講のために本人が支払った費用の一部を講座修了後に支給し、自立の促進を図ります。

住宅の耐震診断・改修 市では、震災時における住宅の安全性に対する意識の向上と地震に強いまちづくりの推進を目的に、木造住宅の耐

福祉

母子家庭一泊旅行

母子家庭の福祉増進のための一泊旅行です。 3月24日(土)午前9時集合、25日(日)午後5時解散

市長への手紙 (手紙ファクス・Eメール) 市政に対するご提案・ご意見・ご要望などを受け付けています。

市長への手紙 (手紙ファクス・Eメール) 市政に対するご提案・ご意見・ご要望などを受け付けています。

1月の受付状況

内容	件数
都市・環境	3
職員・人事	0
施設	2
健康・福祉	2
学校・教育	2
財政・税	0
子ども・子育て	2
政策的提言	0
その他	2
合計	13

秘書広報課

コラム 消費生活センター

訪問購入トラブルに注意

相談受付 午前9時～正午 午後1時～4時 電話 395-8383 (直通)

事例 「何でも買い取ります」と、業者から電話がかかってきた。着物の買い取りを頼んだら、業者は、着物をろくに見もせず「使っていないアクセサリー類はないか」と言い出した。何度も言われ、仕方なくネックレスを数本見せたら、数千円で着物と一緒に買い取られてしまった。

買い取り金額は安すぎる気がする。使っていない品なので返品は望まないが、最初から貴金属が目的だったのではないかと不審だ。

アドバイス 自宅で物品を買い取る訪問購入では、突然の訪問や、前もって約束をした場合でも、事前に買い取りを承諾した品物以外を売却するよう求めることは禁止されています。

買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

契約時に、業者はその名称・連絡先、物品の種類や特徴、購入金額などを記載した書面を消費者に交付しなければなりません。内容をよく確認しましょう。

また、書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフができ、その間は業者に品物を引き渡さなくても良いことになっています。いったん渡してしまうと取り戻すのは難しいため、期間内は品物を手元において冷静に考えてみるのもトラブルを防ぐ一つの方法です。

駐輪場で宅配業者の荷物が受け取れます

市営駐輪場に設置されている宅配ロッカーで、配送品が受け取れます。

場久米川駅北口地下、東村山駅西口地下、久米川駅南口第1、秋津駅第1、新秋津駅第1、新秋津駅第5の駐輪場

対応配送品縦・横・高さの3辺が計100cm以内、重さ10kg以内の常温商品(貴重品を除く)

※詳細はパックスシティジャパンのコールセンター(☎0120-31-1969)又は同センターホームページをご覧ください。

問地域安全課

